

委託契約書(案)

1 委託業務の名称 沖縄県立芸術大学学生支援システム構築業務

2 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 契約金額 金 _____ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、金 _____ 円)
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28 第1項及び第29 条の規定並びに地方税法第72 条の82 及び第72 条の83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に110 分の10を乗じて得た額である。なお、本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

4 契約保証金 金 _____ 円

(沖縄県財務規則第101 条に基づき決定)

上記委託業務について、委託者 沖縄県立芸術大学学長 波多野 泉(以下「甲」という。)と受託者〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 沖縄県那覇市首里当蔵町1-4
沖縄県立芸術大学学長 波多野 泉

受託者 〇〇〇〇

(総則)

第1条 乙は、本契約書に定めるほか、別紙「沖縄県立芸術大学学生支援システム構築業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)に基づき、頭書の契約金額及び履行期間内で、頭書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務実施計画書を契約締結の日から10 営業日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務スケジュール
- (4) 業務履行体制

(業務の実施場所)

第3条 乙の業務の実施場所は、甲が指定する場合を除き乙の定める場所とする。ただし、甲の施設内においては甲の指示に従うものとする。

(器材等費用)

第4条 委託業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

(権利義務等の譲渡)

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は仕様書に定める成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の入札参加者であった者、指名停止処分を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はそ

の損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾なく、仕様書に定める成果物 (未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 3 前2項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責めに帰すことのできない事由により公知となったもの。
 - (2) 既に保有しているもの。
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
 - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 乙は、委託業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、委託業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。

ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 本条の規定はこの委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(取得した個人情報の管理)

第8条 乙は、本契約による委託業務を実施した際に取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第9条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準 (以下「情報セキュリティポリシー」という。) を遵守しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施し、その旨を甲に報告しなければならない。

(履行期間の延長)

第10条 乙は、その責めに帰すことのできない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、未済部分の契約代金の額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払

遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

（業務の調査等）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示をだすことができる。

（委託業務内容の変更等）

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間その他この契約の規定等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（成果物の納入）

第13条 乙は、仕様書に定める成果物（関連する資料を含む。）について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

- 2 乙は、委託業務の完了にあたっては、速やかに最終成果物に業務完了届を添付して甲に納入すること。
- 3 成果物の納入場所は、沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番沖縄県立芸術大学とする。
- 4 乙の提出する成果物の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

（契約不適合責任）

第14条 前条の検査完了後、甲に納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して本契約の目的に適合しないこと（以下「契約不適合」という。又、バグ及びセキュリティホール、乙の責めに帰すべき仕様書との不一致を含む。）が判明した場合には、甲は乙に対して相当の間を定めて瑕疵の修補を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する契約不適合の修補に代えて又は修補とともに、乙に対して当該契約不適合により生じた損害の賠償又は代金の減額を請求することができる。
- 3 第1項に規定する修補請求は、前条の検査完了から1年以内に甲から請求された場合に限るものとする。
- 4 第2項に規定する損害賠償請求又は代金減額請求は前条の検査完了から1年以内限り行使することができるものとする。
- 5 前第1項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。

（契約代金の支払）

第15条 乙は、第13条の検査完了後、甲からの検査合格の通知の受領をもって契約代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 甲の責めの帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

（前金払い）

- 第16条 甲は、前条の規定にかかわらず、設計に係る工程が完了したと認められるときで、乙から資金調達の必要性を示す書面の提出がある場合、前金払いによる資金調達の可否を判断の上、これが認められるときには、契約金額の20パーセント以内の金額を前払いすることができる。
- 2 乙は、前項に基づく請求をしようとする場合は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、かつ保証能力が確実な者を連帯保証人に立て、又は前払金の額相当の担保を提供しなければならない。
 - 3 前金払い後に、第12条に基づき委託業務内容等に変更が生じた結果、頭書の契約金額に減額が生じた場合は、前払金の戻入の手続きを行う。
 - 4 甲は、第1項に基づいて乙から請求がある場合は、その請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（所有権の移転および危険負担）

- 第17条 成果物の所有権は、第13条の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果物の毀損又は滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。
 - 3 第19条又は第20条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。
 - 4 第19条又は第20条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は解除部分についての履行義務を免れるものとする。

（著作権等）

- 第18条 成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。以下、同じ。）は、すべてを甲と乙が共有し、かつ、互いの権利を主張しない。
- 2 甲及び乙は、第1項の規定に従い共有する成果物の著作権を、それぞれ相手方の同意を要することなく自ら使用することができる。ただし、乙は、甲の秘密情報が成果物に含まれている場合は、当該機密情報が第三者に開示されるおそれのない方法で、自ら使用又は使用許諾しなければならない。
 - 3 乙は、成果物の著作権について甲及び甲により利用を認められたもの（以下、「甲等」という。）に対して、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。以下、同じ。）を一切行使しないものとする。

- 4 乙は、第三者をして、甲等に対して著作権人格権を行使させないものとする。
- 5 乙は、委託業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害してはならない。
- 6 乙は、委託業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 乙は、委託業務の遂行にあたり、又は成果物に関し、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には、その責任においてこれを処理解決するものとする。ただし、当該権利侵害が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙は紛争解決の責めを免れるものとする。

(契約の解除)

第19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
 - (5) 本契約の締結又は履行について、不正の行為があると認められたとき。
 - (6) 前5号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づき本契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除等)

第20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他契約に実質的に関与している者をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。) 又は暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。) であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 乙は、本契約に関する下請負人等 (下請負人 (下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。) 及び再受任者 (再委託以降の全ての受任者を含む。) 並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下、

同じ。)が、排除対象者(前項各号に該当する者をいう。以下、同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 3 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 4 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

- 第21条 乙は、第19条又は第20により甲が本契約を解除したとき、又は本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、本契約に定める委託業務を遂行するにあたって、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。
 - 3 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約保証金) **…契約保証金を免除しない場合**

- 第22条 乙は、本契約の締結と同時に契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
 - 3 契約保証金は、前条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
 - 4 甲は、第12条の検査完了後、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。
 - 5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約不能の場合の処理)

- 第23条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責めに帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

- 第24条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

- 第25条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定に定めのない事項)

第26 条 本契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む) をいう。以下、同じ。) の保護の重要性を認識し、本契約による業務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取扱うものとし、特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、本契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、本契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、本契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、本契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、本契約による業務を行うにあたり取扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 本契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害 (第三者に及ぼした損害を含む。) のために生じた経費は、乙が負担するものとする。